

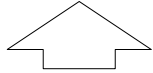
【別紙４ 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

事業年度	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	法人コード	A001132
		法人名	公益財団法人公益法人協会

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】
(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

１．第一段階（公益目的事業の収支相償）

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業 番号	経常収益計 前年度に6欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。	経常費用計	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期取崩額	その事業に係る 特定費用準備資金の 当期積立額	第一段階の判定 (2欄－3欄+4欄－5欄)
1	2	3	4	5	6
公1	29,762,418 円	50,190,308 円	円	円	-20,427,890 円
公2	94,769,104 円	140,993,751 円	円	円	-46,224,647 円
公3	4,338,500 円	16,314,617 円	円	円	-11,976,117 円
計	128,870,022 円 第二段階7欄（収入）へ	207,498,676 円 第二段階7欄（費用）へ	0 円	0 円	

第二段階第7欄へ

プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

理由：	
計画：	

２．第二段階（公益目的事業会計全体の収支相償判定）

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用	
第一段階の経常収益計と経常費用計（2欄・3欄）	7	128,870,022 円	207,498,676 円	
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係る その他の経常収益、経常費用	8	77,265,235 円	1,190,494 円	
7欄と8欄の合計（公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。）	9	206,135,257 円	208,689,170 円	
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整（別表C(5)より）（当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。）	10	0 円	8,159,290 円	
収益事業等から 生じた利益の繰入額	収益事業から 生じた利益の繰入額	11	0 円	－ 円
	その他の事業（相互扶助等事業）から生じた利益の繰入額	12	0 円	－ 円
合計（9欄～12欄）	13	206,135,257 円	216,848,460 円	収入 － 費用 -10,713,203 円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合（収入－費用欄の数値がプラスの場合）は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入－費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償の額（収入－費用欄）がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等

収入－費用欄の数値がプラスでないため、本欄の記入は不要です。